

琴浦町広報ことうら広告掲載取扱要綱

平成28年5月1日

訓令第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発行する「広報ことうら」(以下「町広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 町広報紙に掲載する広告は、広告掲載者の事業の適正化並びに消費者の保護及び地域社会、地域経済の健全な発展と町民生活の向上を図るため、次の各号に掲げる基本原則に則るものでなければならない。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの

(広告掲載の内容)

第3条 町長は、前条の基本原則に基づき、広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告を町広報紙へ掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 個人・団体の意見広告及び名刺広告
- (8) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 風俗営業及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業及びこれに類似する業種に関するもの
- (11) ギャンブルに関するもの

(12) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの

(13) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(14) 前各号に掲げるもののほか、町広報紙に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、町広報紙表紙及び裏表紙以外のページの下1段とする。ただし、号外発行又は臨時増ページ等の場合は、その編集状況に応じ、広報主管課長が適宜処理するものとする。

(広告料等)

第5条 広告の規格及び広告料は別表に定めるとおりとする。

(広告掲載募集枠)

第6条 広告掲載募集は、1月当たり2件、年間で24枠とする。ただし、町長が必要であると認めた場合はこの限りではない。

(広告掲載の申込み)

第7条 町広報紙に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広報ことから広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申込みの締切りは、掲載を希望する町広報紙発行日の40日前とする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条第1項の申込みを受理したときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、広報ことうら広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 町長は、申込者が予定の枠数を超えたときは、次の各号に定める順位により前項の掲載決定をするものとする。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

(2) 町内に主たる事業所、営業所、店舗等を有する中小企業

(3) 前2号に掲げる以外のもの

3 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に修正を求めることができる。

4 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定した期日までに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告料の納付)

第9条 広告主は、広告料を町長が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 町長は、既納の広告料を広告主へ還付しないものとする。ただし、広告主の責めによらない理由により広告掲載ができなかったときは、この限りではない。

(広告主の責任等)

第10条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第11条 町長は、町広報紙の編集発行上支障があるとき又は広告主が広告掲載料を納入しなかったときは、第8条第1項による広告の掲載許可決定を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年5月1日から施行する。

別表(第5条関係)

広告の規格及び広告料

広告の規格 [横×縦]	広告料
1号広告(18cm×5cm)	30,000円/1回(消費税を含む)
2号広告(9cm×5cm)	15,000円/1回(〃)
3号広告(6cm×5cm)	10,000円/1回(〃)
*広告は二色刷りとする。	

様式第1号（第7条関係）

受 付	審 査
第 号	可 否

広報ことうら広告掲載申込書

年 月 日

琴浦町長 様

広告掲載申込（責任）者

住 所

氏 名

（名称）

電話番号

FAX 番号

E-mail

琴浦町広報ことうら広告掲載取扱要綱第7条の規定により、次のとおり申込みます。

掲載希望号	・ 4月号 ・ 5月号 ・ 6月号 ・ 7月号 ・ 8月号 ・ 9月号 ・ 10月号 ・ 11月号 ・ 12月号 ・ 1月号 ・ 2月号 ・ 3月号
広告の大きさ	(1) 1号広告 (2) 2号広告 (3) 3号広告

※ 1号広告の大きさは縦5cm×横18cm
2号は1号の横で2分の1 3号は3分の1

(裏)

注 意

- 1 掲載する広告の版下を必ず添付してください。
- 2 編集の都合により希望号に掲載できない場合があります。
- 3 申込者多数の場合は、抽選により掲載を決定します。また、広告の大きさは変更させていただく場合もあります。
- 4 広告料は、次のとおりです。

(掲載1回につき)

1 号 廣 告 (1 段 通 し)	2 号 廣 告 (1 / 2 段)	3 号 廣 告 (1 / 3 段)
30,000円	15,000円	10,000円

- 5 広告料は、掲載決定後一括前納してください。
- 6 掲載する広告は、いかなる個人名も付することはできません。ただし、個人名が、商店名等に使用されている場合は、この限りではありません。
- 7 広告の版の責任は、広告主にあります。版の作成に係る一切の費用も、広告主の負担となります。

様式第2号(第8条関係)

受 第 号
年 月 日

様

琴浦町長

広報ことうら広告掲載許可(不許可)決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広報ことうら広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 申込者 住所又は所在地

氏名又は名称
- 2 決定区分 掲載許可・掲載不許可
- 3 その他 広告料は 年 月 日()までに納めていただきますようお願い申し上げます。